

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助本土米供与(産業開発資金)(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43578

对京文

秘密表示(朱印)
極 秘
 無 期 限
 部の内
 号

部数指示	発信用	執務用	備 考
主 信	/	/	2
付			
属			

発送日 昭和45年7月31日
 処理日
 発信タイプ

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 **米北1 第246号** 公信日付 昭和45年7月31日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和45年7月2日 起案者 石37 電話番号 446
--	--------------------------------	----------------------------------

協議先 大洋州課長 (印)

受信者 在豪州 齊藤大使 発信者 愛知 大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 電信転報 (本土米対沖縄供与 (対米申込))

GA-2

31 外務省 29

回覧番号 1772

米北 第246号
 昭和45年7月31日

在 豪 大 使 殿

外 務 大 臣

電信転報 (本土米の対沖縄供与 (対米申込))

本件に関する下記電信(1)通を転報する。

45年7月28日 大臣 記 在米下大使 合第3536号
 沖縄高橋大使

附属添付

GA-4

外務省

いるが、沖縄返還の時期は72年の出来るだけ早い時期とされており、事務当局としては遅くとも

同年夏前との目途で検討しており、従って右提案に72年会計年度の方まで考えておられることは

~~意味の存りておるに~~前置きの上、71歴年に
おいては本土米の対沖縄供与の量は、70年の

3万トンを *substantially* に上回る可能性が極めて強いとして、次の様に述べた。

(1) 復帰の時期が確定している訳ではないが、沖縄復帰後は外国産米の輸出入管理に関

する現行本土法がそのまま沖縄に適用されるものであり、従って復帰後は外国産米の沖縄

への輸出はいつまで認められなくなる。

(2) これに対処するため沖縄住民として今から

本土米の嗜好に存しておく必要があるとの考慮より、琉球政府は外国産米の輸入を極力押え

本土米の供与を受けたいと強く希望している。

(3) 沖縄の本土復帰による沖縄の低水準産業

への復帰ショックを最小限にするために、施政権返還前に沖縄の産業開発、本土との格差是正

を早急に図る必要がある。そのための開発資金をつくるための手段として本土米供与計画は極めて

重要である。(本土米の対沖縄供与は、日本政府が供与し得る唯一の無利子、長期の金融手段である。)

(4) 以上の理由から、琉球政府としては、明年より、外国産米の輸入を排除し、輸入依存量の8万トン

全量を本土米買入れに振り向けることを強く希望している次第である。

(5) 日本政府としては、上記の事情を考慮し、かつ急激な市場の混乱をさけることも配慮し、来年の供給量を検討している次第であるが、沖縄の農業・漁業開発の必要性の強さからみて、来年の供与量は70年供与量を大中に上回るものとなるう。

(5) なお 沖縄の米穀輸入計画を決定する

のは琉球政府であり、従って日本側より輸入する翁以外に、米豪のいずれより、どれだけ輸入するか

については、日本政府の関知するところではない。

4. 当方より先方に日本米の share を4万トン

とした根拠をたづねたところ、先方は昨年の経緯を承知しているところでは、3年間に12万トンの供与を日本政府が考えられているとのことであつたので、年間4万トンとした次第なる旨

述べた。これに対し 大河原参事官より、

（~~昨年~~の本土米供与計画は返還についての合意が出来る かなり前に検討されたものであり、従って1972年返還確定という事態の下で計画全体（明年以後の供与

が再検討されている旨述べ、来年の供与量が本年を大中に上回ることにする旨強調した。

5. 先方はさらに、本件提案を GRI に対しても本国政府の正式提案として申し入れるようとの

訓令も受けているが、右についての日本政府の感觸如何と述べたので、大河原参事官より琉

球政府は施政権者たる米国の下にある政府であり、従って外交交渉権限を有しない旨指摘の

上、豪州政府が かかる性格の琉球政府を相手に正式申し入れ云々ということについては、~~若干~~疑問

存しとしない旨述べるとともに、いずれにせよ日本政府としては豪州側が右アプローチとする

ことについては、Yes. と No. とする立場にない旨述べた。

先方はまた琉球政府の翁長農林局長が目下在京中であると聞いているが

本件申し入れを邦覇でやるのと、或は同局長に東京でアプローチするのと何れが

適当なりかと質したので、大河原参事官より翁長局長が在京中ならば東京で同局長と

話し合われるのが適当であろう旨述べた。
(註: は一つのアプローチの前提として)

↓ 邦覇で申し入れられた場合には、米国と共同戦線を張られかねないことになるので右ラインにて応酬した。

6. 最後に当方より重ねて豪州の share がどの位になるかは 8万トンから本土米供与量を差し引

いた量の枠内で米国と話し合うべき問題である旨述べたところ、先方は、15,000トンの share が確保

されない場合には豪州農民にとり grave problem を提起することとなるべしと述べて辯論した。

7. (1) 本件申し入れに関する今後の方針。

(a) 豪州側が自己の share 確保に昨年以上に強い関心を示し、今後とも当方に対し、その主張強い関心を示し、今後とも当方に対し、その主張を繰り返してくることは十分予想されるも、交渉の

進め方として米豪双方を同時に相手として話を進めることは米豪連合して当方に対し市場の割り

当てを求めてくる可能性を強く、好ましくないのと
 (1) 豪州に対しては、当面 豪州米を含め、沖縄側が
 本土米以外に何処からどれだけの米を輸入する
 かは 日本政府の関知するところではないとのライン
 で応酬し、その間に ⁽¹⁰⁾ 71 年度 本土米供与に関する
~~交渉~~ 交渉を進め、右が妥結した段階で、右合意を
 豪州側に通報するとの方針で対処することと致したい。
 (2) なお、余剰農産物処理に関する F.A.O. の
 勧告は当該余剰農産物の放出にあたり市場の
 安定確保のため関係諸国間で協議すべき旨
 を述べているが、⁽¹¹⁾ 沖縄がやがて本土に復帰する
日本の領土であるとの特殊関係にあること、かつ、
⁽¹²⁾ 本土米供与の計画は、沖縄の産業の振興開発
 のための資金源を確保することにより、本計画は

この中
 には F.A.O.
 の勧告も
 あり

(通常のオーストラリア国に対する余剰農産物の放出とは
 基本的に性格を異にしていることを強調しつつ対処
 してゆくことと致したい。)

AIDE MEMOIRE

RICE: OKINAWAN IMPORTS

1. Points raised at interview - principle of additionality:

This is one of the foremost features of the FAO principles on surplus disposal to which Japan has acceded. Under these principles any aid granted to a particular market should be additional to normal commercial imports (UMR). Major donors have generally regarded the average annual imports over the previous five years as a basis for determining the UMR. On this basis Japan should establish a UMR of 85,900 m/t, i.e. the average of annual imports of brown rice in the five years from 1964/5 to 1968/9.

2. Special relationship between Japan and Okinawa:

It is conceded that given this special relationship, and particularly the prospective reversion of Okinawa, it would not be reasonable to expect the UMR for Okinawan commercial rice imports to be established at the above level. Nevertheless Australia considers that Japan should plan its proposed aid programme so as to permit a reasonable level of commercial sales of rice to Okinawa pending reversion. Australia looks to Japan as the major donor to exercise its influence to this end.

3. Commercial Imports:

In view of the fact that Okinawa is estimated to have to import 80,000 m/t of rice p.a. and that Japan has legislated to supply aid rice to Okinawa, we would see the balance of the market, pending reversion, to be made by commercial imports.

4. Allocation of Commercial Imports:

In Australia's point of view the commercial component should be filled, if not by open competition between interested commercial suppliers, then by allocated shares on the basis of performance in a recent representative period. On the basis of the latest available two fiscal years the volume of rice supplied by the U.S. and Australia was shared on a basis of 60/40. Using this formula and assuming Japanese supplies at 40,000 m/t p.a. (milled rice) the allocation of the trade over each of the two years ending 30th June 1971 and 1972 would be as follows:-

	<u>m/t milled rice</u>
Total	80,000
Japan	40,000
U.S.A.	22,500
Australia	15,000
Others	2,500

17th July 1970
JRM:BJS

OKINAWA: RICE IMPORTS

TALKING POINTS FOR REPRESENTATIONS

1. Fiscal Year

The Rice Growers Co-operative Mills, Leeton (RGCM) have generally negotiated for the supply of rice from their new crop (harvesting begins in March) to Okinawa during the following financial year.

Accordingly they went to Naha early in 1970 expecting to make sales in respect of the financial year ending June 1971, from the crop that was about to be harvested.

They learned shortly after arrival in Naha that Okinawan planning had been switched away from a fiscal to a calendar year basis presumably to fit in with the calendar year planning of Japanese aid rice. This change in planning of necessity involved inclusion of sales ex the previous crop and delivered in January and February 1970, as part of their share of the market in calendar 1970.

We now understand from the Okinawan press that the Okinawan Rice Advisory Council is planning imports (on the basis of total annual requirements of 80,000 m/t) on a fiscal year basis.

These developments have heightened our concern about the prejudice to Australia's legitimate trade interests in the commercial rice market in Okinawa.

2. Plan for next two fiscal years

We accordingly felt that it would not be unreasonable to put forward a plan in respect of the next two fiscal years.

We consider this plan a reasonable compromise and we request Japan give it close and earnest consideration.

AUSTRALIA: RICE EXPORTS TO OKINAWA

	(A) Overseas Trading	(B) Rice Growers Shipment figures
1959/60	8,954	8,155
1960/61	2,498*	7,445
1961/62	2,005*	5,754
1962/63	9,902	9,902
1963/64	14,167	12,798
<u>TOTAL</u>	<u>37,526</u>	<u>44,054</u>
1964/65	10,810	9,314
1965/66	11,603	11,604
1966/67	16,351	20,192
1967/68	26,073	26,086
1968/69	22,062	22,649
<u>TOTAL</u>	<u>86,899</u>	<u>89,845</u>

* possibly do not include a total of
6,248 of broken rice.

秘密表示 (朱印)
極 秘
無 期 限
部の内
号

あて先別
付属校査渡し

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	2	1	
付 属	1	1	
部 属			

発送日 昭和45年7月24日
 処理日
 発信タイプ 検査

* 秘密標準 (赤色)

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 号 米北合 第 2809 号 公 信 日 付 昭和45年7月24日

大 臣 主 管 起 案 昭和45年7月22日

政 務 次 官 アメリカ局長
 事 務 次 官 参 事 官
 外 務 審 議 官 北米才一課長
 外 務 審 議 官
 官 房 長

起 案 者 (印) 電話番号 446
 7019

協議先
大洋州課長 (印)

受 信 者 在米 下田大使(3-1)
 在蒙 赤塔大使(3-2)
 在冲绳 吉田公使代理(3-3)

発 信 者 小早川 外務大臣
 臨時代理

写 送 付 先 (希 照 送 日)

月 日

件 名 豪州米の対冲绳輸出に关する豪州政府の申入れ

GA-2 外務省 24 73 回覧番号 1694

米北合 2809 号
昭和45年7月24日

外 務 大 臣

(件名) 豪州米の対冲绳輸出に关する
豪州政府の申入れ

引用公・電信
日付・番号

7月18日 在東京豪州大使館 マツクスウィーニ

公使は 下掲の向 大河原考査官を来訪、
 本国政府の訓令によつて、豪州米の
 対冲绳輸出に關し 申し入れ 許可の事
 以 階の記録字しを 貴使参考を 別

* 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

送付了。

本(送付)米、菜、沖繩復帰準備会
1974.12.20付依頼状

秘
無期限

文洋州課長(22) 総務参事官
専門機関課長(22) 国際貿易課長(22) アメリカ局長
政策課長(22) 北米米二課長(22) 北米米一課長(22)
高島(22) 朝海(22)

対沖繩本土米供与計画について
(在京、豪州大使館への通報)

45. 7. 29
米北一

1. 豪州米の対沖繩輸出に関する豪州政府の対日
申し入れの経緯もあり、29日午前、大河原参事官

は在京、豪州大使館 マックスウイニ公使に対し、1977年
(7年)における対沖繩本土米供与は玄米7200

トニヒたい旨を考て"ある旨考考"と
に電話で通報した。



在米
沖繩
米北一

2. ~~これに対し、マクスターニ公使は~~

日本政府が「沖繩」に7200トンの本土米
を供与する場合は、「沖繩はコマーシャル

ベースでありその位の量を輸入する見
通しであるかと、~~質問したので、大河原参事~~

~~官より~~ ^{これは}「沖繩」における米の需要 ^は ~~如何~~
に由るであろうと ~~答えた。~~ ^{答えた。}

(先ずは従来のデータからみて1.3万 ^{トンは}
1.4万トン位では ~~足り~~ ^{足り} ~~ない~~ ^{ない} ~~かと~~ ^{かと})

3. 「マ」公使は「日本 ^{政府} ^(公用の米) ^{の米} ^{の輸入}
は、^{先般の} 嘉州政府の申入れも十分考慮に
^(別添参照)

入れているものかと、~~質問したので~~
大河原参事官より、その通り ~~と~~ ^と ~~答えて~~
^(である)

おいた。

4. 「マ」公使はさらに先般琉球政府の

^{おなが} 翁長農林局長と会談した際、本年の
本土米供与として本年9月及び10月に、

15,500トンの量の契約がなされていると
聞いたが、右を確認したいと質したので、

大河原参事官より、本年(歴年)の本土米
供与量が、玄米ベースで33,000トンである

ことは承知しているが、9月及び10月分
についての具体的な契約内容については

自分は承知していない旨述べておいた。

秘密表示(朱印)
秘
無期限

付属検査済

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	3	1	4
付 属	あり(知字)		

発送日 昭和45年8月6日
 処理日
 発信 秘タイプ 検査

公文書 公 信 案 (分類) 昭和45年8月5日

公文書番号 米北1合 第 2989号 日付 昭和 年 月 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和45年7月31日 起草者 112中 電話番号 446 71-55556
--	--------------------------------	---

協 議 先

受領者 在豪 斎藤大使
在米 下田大使
在沖繩 高瀬大使

発信者 外務大臣

写送付先 (希望発送日)

件 名 沖繩本土米供与計画につき在京豪大使館への通報について

GA-2 5 212 外務省 回覧番号

* 秘密標準(赤色)

米北1合才2989号
昭和45年8月5日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 沖繩本土米供与計画につき在京豪大使館への通報について

引用公・電信 昭和45年7月3日付米北1合才2937号
日付・番号 昭和45年7月24日付米北1合才2809号

7月29日アメリカ局大河原参事官は、在京豪州大使館マックスウイーニ公使に付し、1971年(歴年)における沖繩本土米供与計画につき通報した。同記録写1部貴使参考までに別添のとおり送付する。

※ 付属海空便 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(裏印は文書課記入)

本信送付先 豪. 朱. 冲. 緬. 復. 昂. 暹. 滯. 款. 全. 日. 本. 國

政. 務. 代. 表

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20